

## 摂津市における介護保険事業所等での事故発生時の報告等の取扱い

### 1 趣旨

高齢者施設及び介護サービス事業者（介護保険法第8条各項に規定する事業、老人福祉法第5条の3に規定する「老人福祉施設」及び同法第29条に規定する「有料老人ホーム」、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下、施設等という。）を運営する事業者及び基準該当事業者（以下、事業者という。））は、施設等において、事故が発生した場合は、利用者の家族と市町村に報告等を行うことが厚生労働省令で定められているため、事業者による摂津市等への事故の報告が適切になされるよう、報告すべき事故等の範囲、報告の手順、報告事項等を定めるものである。

### 2 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者、入所（入院）者（以下、「利用者等」という。）の事故及びサービス提供に関連する利用者等の事故とする。

### 3 報告すべき事故の種類

- (1) 死亡事故（疾患の終末期の死亡及び老衰等の自然死を除く。）。
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故。
- (3) その他サービス提供に関連して発生したと認められる事故で報告が必要と判断されるもの。
  - ① 震災、風水害及び火災等の災害により、サービスの提供に影響するもの。
  - ② 食中毒及び感染症及び結核については保健所へ届出たもののうち、緊急性・重大性の高いもの。
  - ③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等のうち、利用者の処遇に影響があるもの。
  - ④ その他報告が必要と判断されるもの。
- (4) (1) 又は (2) のうち骨折や出血等により縫合が必要な外傷やそれ以上に重篤な事故並びに利用者等との間でトラブルが発生又はその恐れがあると判断されるものについては大阪府へ報告する。

### 4 3 (3) ②の食中毒及び感染症が発生した場合の報告について

- (1) 集団で生活又は利用する介護保険事業所は、感染症及び食中毒が発生又はそれらが疑われる状況が生じ、次のア～ウの場合は、速やかに大阪府へ報告し、同様に終息後も報告する。
  - ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合。
  - ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利

用者の半数以上発生した場合。

- ③ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

(2) 大阪府へ報告が必要な対象の事業者は次のとおりとする。

- ① 養護老人ホーム
- ② 特別養護老人ホーム
- ③ 軽費老人ホーム
- ④ 介護老人保健施設
- ⑤ 介護医療院
- ⑥ 有料老人ホーム
- ⑦ サービス付き高齢者向け住宅
- ⑧ 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- ⑨ 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設

## 5 報告すべき事故の範囲

- (1) 事業者側の過失の有無は問わない。(利用者の自己過失による負傷等であっても、上記3に該当する場合は報告する。)
- (2) 事故の程度については、入院及び医療機関で受診を要したもの(施設等内の医療処置を含む。)とするが、それ以外においても家族等との間でトラブルが生じているか、あるいは生じる可能性があるかと判断される場合については報告する。
- (3) 利用者等が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるかと判断される場合(家族等と紛争が生じる可能性のある場合)については報告する。
- (4) その他報告の必要性があると判断される場合については報告する。

## 6 報告の時期・手順

(1) 保険者である摂津市への報告

- ① 事業者は、事故等の発生後、原則5日以内に摂津市へ報告を行う。

なお、緊急性、重大性の高い事故については、直ちに電話等により報告を行い、その後、7(2)に基づき報告を行う。

- ② 事業者は、事故の解決が長期に及ぶ場合は、必要に応じ適宜経過報告を行い、解決した時点で文書等により結果等の報告を行う。

(2) 大阪府への報告

緊急性、重大性の高い事故及び利用者等との間でトラブルが発生又はその恐れがあると判断されるものについて大阪府へ報告する。その報告の方法については、摂津市への報告の方法に準じて行う。

## 7 報告事項等

(1) 報告事項

報告事項は、「介護保険施設等における事故の報告様式等について」（令和6年11月29日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知）で定める事故報告書の項目のとおりとする。

## （2）報告方法

- ① 原則として、摂津市が指定する電子情報処理組織を用いて報告するものとする。
- ② 報告する様式は、可能な限り6（1）で定める様式を使用すること。なお、事業者独自の様式の使用を妨げるものではないが、その場合であっても、国が定める報告事項が全て記載されていること。また、感染症及び食中毒の発生（疑いを含む）の報告・最終報告については原則、所管の保健所へ報告した様式を利用して差し支えないものとする。

## 8 その他事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるとともに、確認等を求められた場合は、再度報告を行う等、摂津市の指示に従う。

## 9 報告先

事業者は、事故の発生に対し、本取扱いに従い、当該利用者等の保険者である市町村に報告する。なお、事業所の所在する市町村への報告については、事故の緊急性、重大性等から、必要に応じて、当該市町村に報告するものとする。

## 10 報告を受けた摂津市の対応

報告を受けた摂津市は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な次の対応を行うものとする。

- （1）事業所の事故に対する一連の処理の確認と事業者に対する指導及び家族に対する連絡・説明の対応とその結果の報告を求める。
- （2）大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会等における対応が必要と判断された場合の連絡調整を行う。

この取扱いは、令和7年2月7日から適用する。

この取扱いは、令和7年6月4日から適用する。